

論文

商法改正と財務諸表

青山米蔵

- 第1章 序 論
- 第2章 営業報告書記載事項の制定
 - I 営業報告書の性格の変化
 - II 営業報告書の記載事項
- 第3章 附属明細書
 - I 附属明細書の新しい性格
 - II 附属明細書の記載事項
 - III 無償利益供与に関する開示の保証
 - IV 会計方針の変更
- 第4章 注記規定の拡充
 - I 改正の概要
 - II 会計方針の注記
 - III 会計方針変更の注記
 - IV 重要な後発事象の開示
 - V 注記事項の記載方法
 - VI 商法第287条の2の引当金の注記
- 第5章 監査制度の整備
 - I 新監査制度の概要
 - II 会計監査人の監査報告書

第6章 引当金概念の統一

- I 旧商法第287条の2の引当金
- II 引当金概念の多義性
- III 引当金の本質についての検討
- IV 引当金改正の要点と実務的措置

第7章 決算書の様式の改正

- I 主要な改正事項
- II 貸借対照表と損益計算書についての改正
- III 改正についての疑問点
- IV 引当金の記載方法
- V 金額表示の簡便化

第8章 株式制度の効率化

- I 株式制度の変遷
- II 株式制度改正の背景
- III 額面株式と無額面株式との同質化
- IV 新設会社と端株
- V 単位株制度と単位未満株

第9章 企業会計の本質と商法の理念

- I 巨大企業における利害関係者集団
- II 企業の利害調整機能と会計の役割
- III 商法思想の変遷
- IV 商法の諸理念
- V 商法の新理念—「社会の倫理的規範としての行動理念」
- VI 結 び

第1章 序論

昭和56年6月商法が改正され、それにもなつて「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（商法計算書類規則）の改正、「大会社の監査報告書に関する規則（監査報告書規則）」の制定が行われた。またこれに関連して「企業会計原則」「同注解」の修正も実施された。

今回の商法改正の直接の端緒は、ロッキード、KDD事件など一連の企業の不正支出事件であるといわれる。当初会社法の全面的改正を目指して作業が行われていたが、これら企業犯罪の頻発が世論の厳しい批判を浴びて、このままでは会社制度そのものの信用を失墜させ、ひいては自由主義経済の存立にも重大な影響を与えかねないとの認識が改正の背景にある。

商法は昭和49年の改正において監査役の権限を大幅に強化し、取締役の違法行為、不当な経営執行に対する監視機能を充実したにもかかわらず、今回のような不祥事の発生を見たことについて深く反省し、会社が自発的に自らの行動を規制し、その社会的責任——会社の利害関係者の利益の保護と、社会の指弾を浴びることのないような倫理的行動——を果すことを期待し、そのための手段として会社の業務及び財務の内容の開示を主眼とする改正が、株式・機関・計算の分野で行われたのである。

改正の主要な会計事項は次のように要約することができる。

(1) 開示の強化

- (イ) 営業報告書記載事項の制定
- (ロ) 附属明細書記載事項の充実
- (ハ) 注記規定の拡充
- (ニ) 監査制度の整備

(2) 引当金の改正

特定引当金の排除と引当金概念の統一を果たした。

(3) 株式制度の効率化

形骸化した株式制度の活性化と効率的な運用を図った。

第2章 営業報告書記載事項の制定

1 営業報告書の性格の変化

今回の改正による営業報告書の性格変化は、いわゆる商法計算書類規則の名称の変更に端的に表現されている。従来の「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」と改められた。改正の主な目標は株式会社の自主的監視機能を強化することであって、その手段として会社情報の開示の重要性は飛躍的に高まり、営業報告書は貸借対照表、損益計算書とならんで、会社の業務及び財務の情報を利害関係者に提供する有力な源泉の一つとなった。

昭和49年の商法改正により、営業報告書は定時総会の招集通知に添付して株主に送られるようになった。これはいわゆる「事業報告書」が定時総会後に株主に送付されるため、定時総会における株主の議決権行使のための参考資料にはならないという欠点を補う意味で大きな進歩であった。しかしその記載内容は法定されず会社の任意事項であったため、経営者に不利な事実は記載されない恐れがあった。また監査役及び会計監査人の監査を要しないことから、営業報告書が会社の正しい内容を示しているという保証も無かった。今回営業報告書はその記載内容が詳細に定められたことによって、情報開示の重要な手段としてクローズアップされることになった。

- (1) 会社の計数的情報は、貸借対照表又は損益計算書によって明らかにされるが、営業報告書は計数以外の業務及び財務に関する重要な情報を株主に提供するものである。
- (2) 定時総会の招集通知に添付して株主に送られることによって、株主の議決権行使の判断の参考資料となった。
- (3) 監査役は監査報告書で、「営業報告書が法令及び定款にしたがって、会社の状況を正しく示しているか否か」記載しなければならない（商

法第281条の3第2項5号)。また会計監査人は監査報告書に、「営業報告書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載しなければならない」。(大会社の監査報告書に関する規則(以下報告書規則と呼ぶ)第4条第1項)即ち監査役及び会計監査人の監査の対象となることによって、会社の真実公正な開示を保証する手段となったのである。

II 営業報告書の記載事項

商法計算書類規則(以下規則と呼ぶ)は第45条において、営業報告書の記載事項を1号から9号まで列記しているが、「……その他会社の状況に関する重要事項を記載しなければならない」旨規定している。したがって、列記事項以外でも重要な事項は記載されなければ、監査役の監査報告書において営業報告書が法令及び定款に従い会社の状況を正しく示していない旨の記載を受けることになる。

- 1 主要な事業内容、営業所及び工場、株式の状況、従業員の状況その他の会社の現況。
- 2 その営業年度における営業の経過及び成果(資金調達の状況及び設備投資の状況を含む)
- 3 親会社との関係、重要な子会社の状況その他の重要な企業結合の状況。
- 4 過去3年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明
- 5 会社が対処すべき課題。
- 6 その営業年度の取締役及び監査役の氏名、会社における地位及び担当又は主な職業。
- 7 上位7名以上の大株主及びその持株数並びに当該大株主への出資の状況。
- 8 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する会社の株式の数。

9. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実。

上記の内容については、従来より営業報告書（事業報告書）の記載事項とされている項目がほとんどであるので、5号と9号についてのみ説明する。

「5号 会社が対処すべき課題」

この項目は当初の改正試案においては、「会社の将来の見通しの検討の結果」となっていたが、将来の見通しを立てることが困難なこと、企業秘密との関係、予測しない事態が発生した場合に、取締役が責任を追求される恐れがあることなどの理由から経済界が強く反対した。そのため試案は次第に後退して最終的には、

(イ) 将来の経済事象や現在の社会経済制度に関係するもの。

(ロ) 長期的視点から判断すべき問題。

を除いて、「会社が対処すべき課題」のみに限定することになった。したがって企業秘密に触れる事項や、取締役の責任追求に発展する可能性のある事項などの具体的な記載は避けられて、可もなく不可もない漠然とした記述となるおそれがある。

「9号 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」

いわゆる重要な後発事象であるが、「後発事象とは何か」規則には定義されていない。企業会計原則注解1-3は「重要な後発事象」の意義とその例について補充している。

「後発事象とは貸借対照日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう」

「重要な後発事象の例としては次のようなものがある」

- イ 火災、出水等による重大な損害の発生
- ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
- ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- ニ 重要な係争事件の発生又は解決
- ホ 主要な取引先の倒産

後発事象の開示方法は、その発生の時期によって次の四つの段階に分れ

る。

(1) 営業報告書による場合

決算日以後、会計監査人及び監査役に計算書類を提出する「決算取締役会」までの期間に発生したもの。

(2) 会計監査人の監査報告書による場合

営業報告書作成後から、会計監査人の監査報告書作成までの期間に発生したもの。「会計監査人は監査報告書に、重要な後発事象について営業報告書に記載ある時はその旨、取締役から報告があった場合はその事実を記載しなければならない」（報告書規則第3条）

(3) 監査役の監査報告書による場合

会計監査人の監査報告書作成後、監査役の監査報告書作成までの期間に発生した後発事象。監査役は営業報告書に記載されていない重要な後発事象について、取締役から報告があった時はその事実を監査報告書に記載しなければならない（ただし会計監査人の監査報告書に記載あるものは除く）。（報告書規則第6条）

(4) 株主総会における報告による場合

監査役の監査報告書作成後に発生したものについては記載による方法は不可能ではあるが、株主総会において取締役より報告しなければならないものと解釈される。

「その他会社に関する重要な事項」

これについては最近の会社間競争の激化にともなう特許権侵害問題や、住民の環境保全意識の向上による公害問題などが頻発する傾向にあることを考慮に入れて、当期に発生したこれらに関する重要な訴訟事件などが該当するものとされる。

第3章 附属明細書

I 附属明細書の新しい性格

旧法における附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書という、会社の財産・損益の状態を計数によって表示する計算書類の附属明細書であったが、さらに営業報告書の記載も補足する役割りが加わった。

附属明細書が導入されたのは昭和25年の商法改正であるが、会社に備え置かれて閲覧という方法によって、株主は会社の経理状態を知ることができた。昭和49年の改正により、附属明細書は、査役の監査の対象となるとともに、その記載方法、様式が規則で定められ狭義の計算書類としての性格を持つことになった。

「営業報告書と附属明細書の関係」

規則第46条第1項によって、附属明細書は営業報告書の記載を補足する明細書としての性格を持つものとなったが、両者には利害関係者に対する開示の方法で相違がある。営業報告書は直接株主に送付する直接開示の方法を取るが、附属明細書は会社の本店及び支店に備え置かれ、利害関係者による閲覧又は謄本もしくは抄本の交付請求による間接開示となる。また営業報告書は定時総会に提出されて、取締役がその内容について報告する義務があるが、附属明細書についてはその必要はない。

II 附属明細書の記載事項

新規則は第47条及び第48条に附属明細書の記載事項を定めている。

第47条第1項

- 1 資本金及び準備金の増減
- ② 社債、社債以外の長期借入金及び短期借入金の増減
- ③ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
- 4 資産につき設定している担保権の明細
- ⑤ 保証債務の明細

- ⑥ 減価償却引当金以外の引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法（貸借対照に注記したものを除く）
- ⑦ 支配株主に対する債務の明細
- ⑧ 子会社に対する出資の明細及び各子会社が有する会社の株式の数
- 9 子会社に対する債権の明細
- ⑩ 取締役、監査役又は支配株主との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び会社と第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主との利益が相反するものの明細

11 取締役を支払った報酬の額及び監査役を支払った報酬の額

上記各号のうち◎は新しく規定されたもの、○は下線部が新しく追加されたもの、無印は旧規則と変わらないものである。また次の第48条は今回新しく定められたものである。

第48条第1項

- 1 担保として取得している自己株式及び親会社の株式の明細
- 2 子会社が発行済株式の総数の四分の一を超える株式を有する株式会社又は資本の四分の一を超える出資口数を有する有限会社（子会社を除く。）に対する出資の明細及び当該株式会社又は有限会社が有する会社の株式の数
- 3 子会社との間の営業取引の明細並びに各子会社に対する債権及び債務の増減
- 4 他の会社の無限責任社員、取締役、監査役又は支配人を兼ねる取締役又は監査役につきその兼務の状況の明細（重要でないものを除く。）
- 5 営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細

上記各号のうち主要なものについて補足的な説明をする。

「第47条2号及び5号」

借入金及び保証債務の開示であって、わが国の企業資金が他人資本である借入金によって賄われていることが多いため、資本金の増減だけでは企業資金の実態をつかむ事が困難な理由による。

「同条第 6 号」

今回の改正で旧商法287条の 2 の引当金（特定引当金）の規定が排除され、引当金を種類別に区分する必要が無くなったことによるものである。

「第48条 1 号」

旧商法では禁止されていた自己株式の質受けが、改正によって発行済株式総数の 5 % まででは認められるようになったことによって、自己株式取得、または親会社の株式取得の脱法行為として質受けが利用されることの防止を目的とする。

「同条 2 号」

商法第241条第 3 項の議決権の制限に対応するものである。

「同条 3 号」

親会社と子会社間の営業上の結合関係、とくに最近問題となっている親会社による子会社への「押し込み販売」の規制を狙いとするものである。

「同条 4 号」

取締役、監査役の忠実善管義務についての保証と、人事的結合関係の開示を意味している。

Ⅲ 無償利益供与に関する開示の保証

第47条 5 号は今回の改正と最も因縁の深い、多くの関係者の関心の的となった項目である。第 1 章で述べたように、一連の「企業ぐるみ犯罪」が社会の厳しい批判を浴びたために、企業の自主的監視機能を高めるよう業務、財務の内容の開示が強く求められたこと、さらに株式会社制度の積弊といわれる会社と総会屋との癒着を断ち切って、株主総会の活性化を図らなければならないことなどが今回の商法改正の直接の契機となっているが、この 5 号がこれに最も深い関係のある項目である。

改正試案では「会社が無償で行なった金銭、物品その他財産上の利益の供与（反対給付に比し著しく過大な給付を含む）の明細」を附属明細書の記載

事項とすることが提案されていた。しかし経済界の反対が強いため次第に後退して、開示の対象を「一般管理費」に属するものに限定して、その保証として規則第48条第3項で「第1項第5号の明細は、大会社の監査報告書に関する規則第7条第1項第2号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるよう記載しなければならない」旨の規定を設けて、無償利益供与についての開示の責任を取締役に預けることにしたのである。

Ⅳ 会計方針の変更

「貸借対照表及び損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその変更の理由を記載しなければならない」（規則第46条第2項）により、会計方針変更の理由は附属明細書の記載事項とされている。しかし規則第3条第2項は会計方針変更の事実と、変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書の注記事項としているので、この項については次章で述べることにする。

第4章 注記規定の拡充

I 改正の概要

旧規則では注記事項として、第3条で「評価の方法その他の会計処理の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただしその変更が軽微であるときはこの限りでない」が規定されているに過ぎなかった。

新規則では次のように注記事項が大巾に拡充された。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 外貨建ての資産及び負債
- (3) 重要な係争事件に係る損害賠償義務などの偶発債務
- (4) 一株当りの当期利益または当期損失
- (5) その他規則で定めるもの以外で、貸借対照表又は損益計算書により会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項

注記事項の拡充は今回の商法改正の基本方針である開示の強化の方向に沿いながら、

- (1) 財務諸表の会社間比較，期間比較に便宜を与える。
- (2) 財務諸表による企業の収益力，財務状況の判断に，より高度の資料を提供する。
- (3) 企業の将来性を予測しようとする投資家に確実性の高い情報を提供する。

などを意図するものである。

Ⅱ 会計方針の注記

規則第3条第1項は

- (1) 資産の評価の方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 重要な引当金の計上の方法
- (4) その他重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針

は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない旨定めているが、「会計方針」の意義、概念については具体的に規定していない。その理由は、「会計方針」の実体は会計の慣行によって決定されるべきものとして、明文化を避けたものと考えられる。企業会計原則注解1-2は会計方針の意義及びその例をイ〜トに列挙している。

「会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。

会計方針の例としては次のようなものがある。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ 固定資産の減価償却方法
- ニ 繰延資産の処理方法

ホ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

ヘ 引当金の計上基準

ト 費用・収益の計上基準

代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。」

会計方針の注記について規定されたのは今回が最初である。(旧規則では評価の方法その他の会計の処理の方法を変更した場合についてのみ規定していた)。会計方針の開示を注記事項としたのは、財務諸表が作成される基礎あるいは前提となるものを利害関係者に公開することによって、財務諸表の理解に便宜を与えようとする趣旨と思われる。しかし会計方針に係わる注記の理解には、ある程度の会計知識があることが前提となるから、この意図が十分に効果を挙げるか否かは今後の経過に待たなければならない。ただ会計方針の開示は国際的な慣行でもあり、自発的に開示を行なう企業が増加する傾向に沿った新しい試みとして大きな意義が認められる。

Ⅲ 会計方針の変更の注記

規則第3条第2項は会計方針変更の注記について、「貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただしその変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更増減額の記載を要しない」と規定している。またこれは貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときにも準用される(同条第3項。)しかし「影響が軽微か否か」判断の基準については明文規定はない。この点について参考となるのは財務諸表規則取扱要領第9の14、第9の15である。「(財務諸表)規則第8条の3第1号に規定する事項は(注)、財務諸表に与えている影響が軽微なものについてはこれを行わないことができる。ただし当該事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、記載を要するものとする。」「第9の14ただし書に該当する場合には、

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を第9の14の記載にあわせて記載するものとする。即ち会計方針変更の影響が軽微か否かの判断は、当該事業年度ばかりでなく翌事業年度も対象となることに注意しなければならない。

(注) 財務諸表規則第8条の3

会計方針を変更した場合には次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

- 1 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

会計方針変更の理由は規則第46条第2項で附属明細書の記載事項となっている。即ち会計方針変更の事実及びそれによる金額の増減額は注記事項となり、変更の理由は附属明細書の記載事項となるという二本立ての開示方法が取られている。この理由として法務省担当者は、「貸借対照の注記はその性格上簡明であることが望ましい。会計方針変更の理由はその内容が専門的となるのでかなりの分量になる傾向がある。したがって貸借対照表、損益計算書では、簡単に変更の事実と金額を記載するだけとし、詳細な開示は附属明細書による方が一般株主の理解に便利であると思われる」と説明している。しかしこの件については、法律は概括的な規定にとどめて細部は命令に譲るという、法律家的思考慣行が表われたように思えてならない。とくに後述するように、注記の記載方法を貸借対照表、損益計算書の後に一括する方法を取れば、分量の問題も解決されて支障はないであろう。一つの事項を二つの書類に分記する方法は、開示の強化という大方針から見ても当を得たものとは言い難い。

Ⅳ 重要な後発事象の開示

重要な後発事象は、規則では営業報告書の記載事項とはなっているが注記事項とはなっていない。一方注解1-3では注記事項とされている。この両者の違いはいかなる理由によるものであろうか。規則第3条の3「この規則

で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない』を拡大解釈して重要な後発事象をこの中に含めるとすれば、規則と注解との間に喰違いはなくなるがこの点は明らかではない。営業報告書に記載すれば事足りるとの理由によるものであろうか。利害関係者としては、貸借対照表あるいは損益計算書が開示の主たる手段であり、営業報告書は従とするのが一般的通念であろう。開示の徹底という観点から疑問とされる点である。

V 注意事項の記載方法

注記事項の記載方法についても、規則と注解との間に若干の喰違いがある。規則は「……注記は貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない」（規則第3条の2第1項）、として末尾記載（脚注による方法）を原則としている。注解1-4では「重要な会計方針に係る注記事項は、損益計算書及び貸借対照表の次にまとめて記載する。なおその他の注記事項についても、重要な会計方針の次に記載することができる」として財務諸表の後に一括して記載する方法を原則としている。その理由としては、

- (1) 会計方針の記載は、その性質上長文とならざるを得ない。
- (2) 会計方針の記載事項は今後ますます増加する傾向にある。
- (3) 脚注によるよりも一括記載の方が理解し易い。
- (4) 英米において一括記載が一般的なのは、そのメリットを認めた証據である。

などが挙げられる。開示の徹底という今回の目標に、いずれが叶うものであるかは実務が将来決定することであろう。

VI 商法第287条の2の引当金の注記

規則第33条第3項は「商法287条の2の引当金で、引当金の部に記載しない

ものについては、商法287条の2に規定する引当金であることを注記しなければならぬ」と規定している。引当金の注記については第6章の引当金において触れることにする。

第5章 監査制度の整備

I 新監査制度の概要

開示の強化を目標とする今回の商法改正にともなう監査制度の大きな変更として、計算書類の確定が監査役・会計監査人の適法意見を条件として、取締役会の段階で決定することが挙げられる。そのための前提条件として次のような監査制度の整備充実が行われた。

- (1) 監査報告書記載事項の拡充（商法第281条の3第2項）
- (2) 会計監査人の監査項目、記載事項の制定（商法特例法第13条第2項）
- (3) 大会社（注）の監査報告書に関する規則の制定

（注）大会社とは次のいずれかに該当する株式会社をいう。

- 1 資本の額が5億円以上
 - 2 負債の合計額が200億円以上
- （商法特例法第1条及び第2条）

II 会計監査人の監査報告書

会計監査人が監査報告書に記載すべき事項は、商法特例法と監査報告書規則によって定められている。

- (1) 商法特例法第13条第2項の規定によるもの
これによって商法第281条の3第2項1号から7号まで、第9号及び第11号（第6号及び第9号の事項については会計に関する部分）が会計監査人の記載すべき対象となる。

商法281条の3第2項

1号 監査の概要

監査の概要は監査の信頼性を正確に判断することができる

よう記載しなければならない（報告書規則第2条第2項）

- 2号 }
3号 } 会計帳簿と貸借対照表及び損益計算書の真実性と相互間の
4号 } 整合性
- 5号 貸借対照表及び損益計算書の作成に関する会計方針の変更
の正当性
- 6号 営業報告書の直実性
- 7号 利益の処分又は損失の処理に関する議案の法令及び定款と
の適合性
- 9号 附属明細書の記載洩れ、不実記載の有無。貸借対照表、損
益計算書及び営業報告書と附属明細書との整合関係
- 11号 監査のための必要な調査をすることができなかった場合そ
の理由

(2) 監査報告書規則によるもの

(1) 営業報告書関係

- (a) 重要な後発事象について記載あるいは取締役より報告の有無（報
告書規則第3条）。
- (b) 営業報告書において監査の対象とした会計部分に関する明示（同
第4条第1項）。
- (c) 会計に関する部分のうち決算期後に生じた事実に関する事項、そ
の他監査のための必要な調査をすることができなかった事項が存在
するときはその事項（同条第2項）。

この規定は商法第281条の3第2項11号と関連するものであるが、
貸借対照表や損益計算書について調査不能ということは通常考えら
れない。したがって開示の範囲が拡大されて、後発事象や子会社の
情報なども監査の対象となったため、監査不能という場合も起こり
得ることを予想した規定である。

(ロ) 附属明細書関係

旧法では附属明細書の監査報告については特に規定は無く、計算書類の監査報告書とは別個に作成されていた。今回新しく商法第281条の3第2項9号が附属明細書の監査について規定を設けた。また報告書規則第4条第3項により、営業報告書に関する監査規定が附属明細書にも準用されることとなった。

第6章 引当金概念の統一

1 旧商法第287条の2の引当金

今回の商法改正における会計学上の最も大きな問題は旧商法第287条の2のいわゆる特定引当金の否定である。似非引当金と酷評されたこの引当金は、昭和37年の改正商法において引当金の規定を設ける時に登場した。その背景として、新たに資産の原価主義評価や決算期毎の減価償却が強制されたことにより、秘密積立金の設定が困難となった経済界が、それらに代わるものとして特定引当金の設置を強く要求した結果生れたという経緯があった。「特定の支出又は損失に備えるために引当金を負債の部に計上するときは、其の目的を貸借対照表において明かにすることを要す」（旧商法第287条の2）によって認められた引当金は最初から多くの問題をはらんでいた。

(1) 狭義説と広義説

「特定の支出又は損失に備えるために」の解釈に狭義説と広義説が対立した。会計学界及び商法学界は、旧商法287条の2の趣旨が秘密積立金の抑制にあるところから狭義説を取り、「特定の支出又は損失に備える」を当期に帰属すべき収益に対応する費用のみと解釈した。しかし経済界は広義説に立って「繰入額がたとえ費用性はなくとも、将来予定されている事象に対する支出や、将来における価格の下落などによる損失がある程度特定または予測できれば商法上の引当金に該当する」として、自由に引当金を設定し利益を圧縮することができた。

(2) 旧企業会計原則注解14

さらに現実に租税特別措置法による価格変動準備金、証券取引法による証券取引責任準備金、電気事業法による湯水準備金などの利益留保性引当金の積立が強制されていることもあって、旧企業会計原則は妥協として注解14で、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、それを貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載すること」とした。この結果会計学としては認めない特定引当金が引当金の範疇に入り込み、旧会計原則も、

(イ) 評価性引当金 (ロ) 負債性引当金 (ハ) 利益留保性引当金の三種類を認めざるを得なくなり、引当金の概念はますます混乱することとなった。

II 引当金概念の多義性

(1) 会計学上の引当金

引当金の概念についての混乱と論争の歴史は古く、約半世紀の曲折がある。一般に会計学上の引当金としては次の二つが認められている。

(イ) 評価性引当金

特定の資産の現在価額を算定するために設けられる純会計技術的勘定で、当該資産勘定（主たる勘定）に従属し、それから控除されるべき性質のもので、それ自体として独立の意義を認め得ない勘定である。減価償却引当金、貸倒引当金などがこれに属する。

(ロ) 負債性引当金

旧企業会計原則注解18によれば、

- (a) 将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に生ずると予想され、
 - (b) 当該支出の原因となる事実が当期において既に存在しており、
 - (c) 当該支出の金額を合理的に見積ることができる
- 場合に計上を要するもので、その会計的性質は負債であり、その

大部分は法的に負債の性質を持つものである。製品保証引当金、売上割戻引当金、退職給与引当金、修繕引当金などがこれに当る。

(2) 特定引当金（利益留保性引当金）

これには次の二種類が含まれる。

(a) 旧商法287条の2を広義に解釈したもの

特別償却引当金、為替損失引当金、〇〇記念事業引当金、棚卸資産価格調整引当金、海外投資損失準備金、公害防止準備金、圧縮記帳引当金などがこの例である。

(b) 法令により設定が強制されているもの

租税特別措置法による価格変動準備金、証券取引法による売買損失準備金、証券取引責任準備金、保険業法による異常危険準備金、電気事業法による湯水準備金などこれに属する。

(3) 繰延利益（繰延負債）性引当金

会計学界における小数説としてこの種の引当金を認める立場がある。回収基準を取る場合の割賦販売未実現利益引当金、圧縮記帳を否認する場合の圧縮記帳引当金などが挙げられる。負債性引当金は特定の費用、（または収益の控除）たる支出に対して設けられるものであるが、この引当金は収益の期間配分の見地から設けられる会計技術的勘定である。

Ⅲ 引当金の本質についての検討

(1) 引当金概念統一の必然性

以上のように引当金と呼ばれるものには性格を異にする種々のものが混在していて、それら全てについて包括的、単一的な定義や性格を与えることは極めて困難である。その理由としては、会行慣行として自然的に発生し便宜的に引当金と呼ばれるものがそのまま存続している例、特定引当金のように本来引当金でないものが法的強制力によって引当金とされた例などが挙げられる。しかし事情はどのようであろうと、一つの概念が多義的で種々の性格のものを混在していることは、それが科学における概念とし

て未成熟、未完成であることを示すことにほかならない。これは引当金そのものの性格について深く検討し、根源的な本質を形成するものを見出して、統一的概念を与えることを要求しているのである。

(2) 引当金の本質的性格

引当金の性格について佐藤孝一教授は次のように説明している。「引当金は（評価性引当金又は負債性引当金のいずれを問わず）期間損益計算における発生主義の適用にもとづく、不確定費用の計上を……合理的ならしめる点において共通の属性を有するものであり、このような事実こそ引当金を特徴づける基本的な特質と考えることができる。引当金の一般的性格をこのように理解する場合には、引当金を評価性のものと負債性のものに区分し、貸借対照表への異なった表示方法を取り上げることの根拠は極めて薄弱であると言わなければならない。評価性引当金をもって主たる勘定に従属する控除勘定であると考えたり、負債の厳密な計上という観点から負債引当金を把握することは、あまりにも貸借対照表的観点到偏向した思考であると言わなければならない。（佐藤孝一「引当金の一般的性格について」企業会計第15巻第10号）

また黒沢清教授は引当金の基本的性格を「偶発事象の会計」に求め、引当計理の要件として次の(a)、(b)の二つの条件が充たされることとしている。「偶発損失から生ずる見積損失は次の二つの条件が充たされる場合、収益に課することによって引当計上しなければならない。

(a) 財務諸表の発行前に入手可能な情報が貸借対照表日において、資産の損傷または負債の発生の可能性が相当大きいことを示していること。この場合損失の生ずる事実を確認する一つ以上の将来事象の発生の可能性がかなり大きいことを要する。

(b) 損失の額を合理的に見積り得ること」

そして結論として「引当金の本質は要するに見積費用と見積負債の認識であって、引当計上された見積費用は loss contingency（偶発損失）の合理的測定の結果である」と明快に定義している。（「新しい計算・開示の体

系について」黒沢清，企業会計第34巻第7号)

佐藤説は期間損益の重視といういわゆる動態論的思考に立ち，黒沢説は偶発事象の会計の基礎の上に立つ相違はあっても，

不確定費用計上の合理化＝偶発損失の合理的測定

と見れば同一の説と考えてさしつかえなかろう。いずれにしても今回の商法改正の会計学における最大の成果は，懸案であった引当金概念の純化・統一の機会が与えられ，これによって統一が可能になったことにあると言っても過言ではあるまい。

Ⅳ 引当金改正の要点と実務的措置

(1) 改正の要点

(イ) 評価性引当金，負債性引当金，特定引当金という三つの区分を廃止し，「引当金」に一本化した。

(ロ) 特定引当金を排除し，利益留保性引当金を否定した。

(ハ) 引当金計上の条件を確定した。

(a) 将来の費用又は損失であること。

(b) その発生が当期以前の事象に起因すること。

(c) 発生の可能性が高く，かつその金額を合理的に見積り得ること。

(ニ) 減価償却引当金は引当金に該当しないものとして，今後「減価償却累計額」と呼ばれることになった。

(ホ) 企業会計原則注解注18において引当金に該当するものとして，製品保証引当金，売上割戻引当金，返品調整引当金，賞与引当金，工事補償引当金，退職給与引当金，修繕引当金，特別修繕引当金，債務保証損失引当金，損害補償損失引当金，貸倒引当金など11種の引当金を例示した。これによって引当金計上の範囲を制限したものではないとしても，引当金の範疇に一応の目安を与えたものと考えられる。なおこの中には，いわゆる繰延利益（繰延負債）性の引当金は含まれていないので，引当金勘定を用いない処理法によらなければならないも

のと解される。

(ハ) 「圧縮記帳引当金」は特定引当金として処理されている例が多いが、今後この方法は認められなくなる。法人税法は圧縮記帳の方法として次の三方式を認めている。

(a) 控除方式

圧縮限度額の範囲内で、その帳簿価額を損金経理により減額する方法

(b) 圧縮記帳引当金方式

帳簿価額はそのままとし、圧縮限度以下の金額を損金経理により引当金に繰入れる方法

(c) 利益処分による積立金方式

非償却資産について圧縮限度額以下の金額を利益又は剰余金の処分により積立金として積立てる方法

今回税法の改正によって償却資産についても(c)の方法が認められ株式会社はこの方法を採用することになった。圧縮記帳引当金は、取得した資産の取得価額から控除した金額をもって取得価額とすることができるので、実質的には圧縮記帳したのと同様の取扱いとなる。

(2) 実務的措置

特定引当金は今回の改正によって否定されたが、今後の問題として、

(イ) 租税特別措置法との関係

(ロ) 特別法との関係

(ハ) 改正によって引当金に該当しなくなったものの引当残額の取扱方法

が残る。

(イ) 租税特別措置法による引当金（準備金）については、当該引当金（準備金）が注解注18に該当するか否か検討して、

(a) それに該当するものは損金処理、負債の部への計上が認められる。

- (b) 該当しないものは利益処分、資本の部（任意積立金）へ計上する。
- (ロ) 特別法による引当金（準備金）についても当該引当金（準備金）が注解注18の条件を充たしているかどうか検討して
- (a) その条件を充たしているものは企業会計原則上の引当金として取扱われる。
- (b) 注18の条件を充足しないものは企業会計原則上の引当金として認められない。しかし特別法によって負債の部へ計上することが強制されている以上これを否定し去ることはできない。さりとてこれを認めることは注解18以外の引当金を認める結果となり、せっかく引当金を一本化した企業会計原則の趣旨に反することになる。このジレンマを解決するため会計原則は特に規定を設けることをせず、この引当金が特定業種の公益性の観点から計上が強制されていること、その繰入及び取崩しの条件が定められていることなどの事情を考慮して特別法上の取扱いを認めることにした。（負債引当金に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針二の(2)の②及び③）
- (ハ) 新注解注18に該当しない引当金残高の措置
- 従来負債の部に計上されていた引当金（準備金）で新注解注18に該当しないものについて貸借対照表上残高がある場合は、特別法に定めるものを除いて資本の部（任意積立金）に振替えなければならない。これには直接法と間接法（一旦損益計算書の特別利益の部へ振替え、更に利益処分として資本の部へ振替える方法）がある。規則にはいずれの方法によるべきか規定は無いが、前掲解釈指針では（参考）として「この方法（間接法）によると、多額の引当金残高が特別利益に計上されることになるので、引当金残高を負債の部から、直接資本の部へ振替える方法を、経過的な措置として法令上認めることが適当と考える」と勧告している。実務的にはこの方法が認め

られることと思われる。

第7章 決算書の様式の改正

Ⅰ 主要な改正事項

新規則による貸借対照表及び損益計算書の「様式」に係る主な変更は、注記規定を別にすれば次のようになる。

- (1) 貸借対照表の資産の部と負債の部の記載科目を具体的に例示した
- (2) 損益計算書の経常損益の部と特別損益の部の記載科目を具体的に例示した
- (3) 引当金の記載方法を改めた
- (4) 金額の表示法を簡便化した

Ⅱ 貸借対照表と損益計算書についての改正

旧規則第6条「資産の各部は、資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」は、新規則第6条の「資産の各部は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」に改められた。また負債については旧規則第26条「負債の各部は、負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」から、新規則第25条の「負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない」、第26条の「前条の各部は、支払手形、買掛金、社債その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」に改正され、従来の簡潔な表現から具体的な規定となった。このような変更は損益計算書についても同様で、旧第38条の「営業損益の部及び営業外損益の部は、収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」から、新規則第38条「営業損益の部及び営業外損益の部は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」に変わった。このように具体的な科目名を挙げることによって、いかなるメリットを

期待するのであろうか。

Ⅲ 改正についての疑問点

- (1) 売上高、売上原価、販売費及び一般管理費が「科目」とされているが、これらは損益計算書の計算区分ではないのか。

これについて参考になると思われるのは財務諸表規則である。例えば「売上原価に属する項目は、第1号及び第2号の項目を示す名称を付した「科目」並びにこれらの「科目」に対する控除科目としての第3号の項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

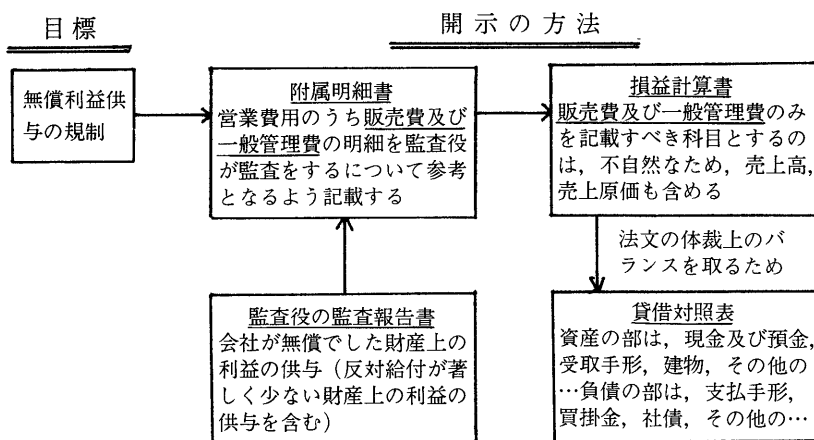
- 1 商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下同じ。）の期首たな卸高
- 2 当期商品仕入高又は当期製品製造原価
- 3 商品又は製品の期末たな卸高（財務諸表規則第76条）

「会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする」（同条84条）。「販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない」（同85条）、法務省令（商法計算書類規則）と大蔵省令（財務諸表規則）で「科目」について解釈が違うとも考えられないから、規則第38条の「科目」は「計算区分」とすべきではないのか。

- (2) 旧規則の簡潔明快な表現を具体的な「科目」の表示に変えた真意はなにか。

既述した通り今回の商法改正の目標の一つは無償利益供与の規則である。これに係わる開示手段として「販売費及び一般管理費の明細」を附属明細書の記載事項にすると同時に、それについての明細は「会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与も含む）」について、監査役が監査をするのに参考となるよう記載しなければならぬものとした。（規則第48条第1項5号、同

条第3項)。ここに損益計算書記載方法改正のルーツがあるように考えられる。『即ち附属明細書の「販売費及び一般管理費の明細」の記載に呼応して、損益計算書にも同一の項目を記載させることが絶対必要であった。しかしそれのみ記載することは余りにも唐突の感を免れないので、抱き合わせに売上高、売上原価が記載項目に含められた。それで一応目的を果たしたものの、そのままでは損益計算書と貸借対照表とが法文として体裁上バランスを失うことになるので、損益計算書に倣って貸借対照表も具体的な科目の表示となった』と推定できる。この改正は純法技術的思考の産物と考えられるのである。以上の関係を図示すると次のようになる。



無償利益供与の規制は附属明細書の記載のみで十分にその目的を達成できること、損益計算書の計算区分として「販売費及び一般管理費」が会計常識として存在することを考え合わせるならば、あらためて具体的に記載項目として規定することは、屋上屋を重ねる愚ではなからうか。

IV 引当金の記載方法

(1) 原則

貸借対照表の負債の部は流動負債・固定負債の二区分となるので、引当金は原則としてその支出の時期に応じて、流動負債又は固定負債のいずれかに表示することとなる。

(2) 例外

- (イ) 商法 287 条の 2 に規定する引当金については別に引当金の部を設けることができる。この場合その計上の目的を示す適当な名称を付さなければならない。(規則第 33 条第 1 項, 第 2 項)
- (ロ) 法令によって負債の部に計上することを強制されている引当金または準備金(租税特別措置法および特別法にもとづく引当金)で、流動負債および固定負債の部に記載することが相当でないものは引当金の部に記載しなければならない。この場合にはその法令の条項を付記しなければならない。

引当金の部をとくに設ける理由としては、

- (a) 商法 287 条の 2 の引当金は債務ではないから、貸借対照表上流動負債、固定負債とは区別して示す必要があること。
- (b) 経済界から引当金の部の設置が強く望まれたこと。
- (c) 各種の繰延資産はまとめて繰延資産の部に記載するように、商法の認める引当金は負債の部に設けられた引当金の部に記載することが開示の上から自然であること。

などが挙げられる。

これに対して会計学界から強い反対がある。今回の改正によって引当金概念の統一が漸く達成された経緯もあり、引当金はその負債的性格のゆえに負債の部に記載すれば足りることであって、ことさら引当金の部を設ける必要なしとする意見が大勢を占めている。しかしいずれにもせよ規則第 25 条が原則であって、第 33 条は例外規定であるから、旧規則にくらべて会計学の主張が広く認められたことは大きな前進と

言わなければならない。

V・金額表示の簡便化

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に記載する金額は
 - (イ) 大会社以外では千円未満の端数を切り捨てて表示することができる。(注1)
 - (ロ) 大会社では百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。(規則第3条の5)
- (2)
 - (イ) 大会社以外の会社の公告するための貸借対照表の要旨に記載する金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。
 - (ロ) 大会社の公告すべき貸借対照表又は損益計算書の要旨に記載すべき金額は、一億円未満の端数を切り捨てて表示することができる。
 - (ハ) ただしいずれの場合においても、会社の財産又は損益の状態を適確に判断できないおそれのある時は金額の切り捨てはできない。
(注1) 帳簿における記入、計算は1円単位で行ない、財務諸表を作成する時に限って切り捨て表示をするのである。なおこのため、小計と総計が合わなくなっても差支えない。

第8章 株式制度の効率化

I 株式制度の変遷

- (1) 明治32年の商法制定時においては、定款に資本金総額と株式の券面額を記載する資本確定の原則が採用された。即ち資本金と株式数の間には次のような関係が成立した。

$$\text{一株の金額} \times \text{発行株式数} = \text{資本金}$$

券面額は50円以上とされたが4分の1以上の払込みでよく、一時払いの場合には20円以上にすることもできた。

- (2) 昭和25年の改正における株式制度関係の大きな変更は次の二つであ

(イ) 授権株式制度が採用され無額面株が認められた。

(ロ) 額面株式の券面額は500円以上となった。

無額面株の発行はアメリカ法に倣ったもので、これによって資本は株式に分割されることはなくなり資本金と株金額との関係は切断された。額面株の券面額は当時の物価を勘案して500円以上となったが、これは既存の会社には強制されなかったため、現在額面20円、50円、500円の3種類の株が流通している。しかし額面50円のが96.7%と圧倒的に多い。

(3) 昭和56年の改正商法は、1株当りの純資産額を5万円以上に維持することを大原則とした。このため、

(イ) 昭和57年10月1日以降に新設される会社は、

(a) 額面株式は1株5万円を下ることはできない（商法第166条第2項）

(b) 無額面株式の発行価額は5万円を下ることはできない（商法第168条の3）

(ロ) 既存の上場会社については、将来別に法律に定める日に株金額を1株5万円に引上げるための株式の併合が行われることを前提とし、それまでの暫定措置として「単位株制度」が強制される。（商法附則第15条、第16条）

(ハ) 非上場会社については「単位株制度」は強制されず会社の任意となる。採用しようとする会社は定款にその旨を定めなければならない。（商法附則第15条第1項2号）

II 株式制度改正の背景

(1) 額面株式50円の非現実化

昭和57年3月末の上場会社株の平均時価は330円であった。取引所の売買単位も昭和38年8月以降千株に引上げられており、今回の改正は非現実化した株式の額面制度を実際に適応するよう改めたものである。

(2) 時価発行の普及

最近では上場会社の株価が数百円から数千円もするものがあられ、券面額と時価との乖離が一般的となっている。さらに新株を時価で発行する例が一般化して、発行価額中ごく一部の額面価額のみが資本金に組入れられ、大部分は資本準備会に積立てられるため額面価額はほとんど無意味となった。また発行価額のうち4分の3以上が資本金に組入られる無額面株との間に大きな不均衡が生じた。

(3) 零細株主の増加による株主管理費用の増加

戦後財閥が解体され証券民主化が行われた昭和25年には個人持株比率は61.3%であった。それが年々減少して昭和57年3月末には株主数では97.3%でありながら持株比率では28.4%に下がり、僅か3%の機関投資家が70%以上の株を保有している実情で、証券の民主化は完全に掛声倒れとなってしまった。とくに後で述べるような千株未満の零細株主は、持株数では0.7%に過ぎないのに株主数では27.3%を占めている。このため印刷費、郵送費等の経費の増加も加わって、1株主当りの管理費用は年額2千円から3千円になり無視できない額になっている。

Ⅲ 額面株式と無額面株式との同質化

無額面株式は昭和25年の改正商法によって認められたが、その後実際に発行されたのは僅か5銘柄に過ぎない。しかし最近における額面価額と時価との乖離、一般株主を無視した時価発行の乱発が社会の批判の対象となり無額面株の再評価気運が高まった。今回の改正ではこの傾向を取り入れて、額面株式と無額面株式の同質化とも言われる方向に大きく前進した。

(1) 資本組入れの同質化

(イ) 旧商法では額面株式を時価発行する場合は、発行価額中資本金に組入れられるのは額面価額のみで大部分の額面超過額は資本準備金に組入れられ、会社はこれを法規の認める範囲内で弾力的に運用す

ることができた。一方無額面株の場合は発行価額中4分の3以上を
資本金に組入れなければならず、両者の間に著しい不均衡が生じた。

- (ロ) 改正商法によって発行価額は額面株、無額面株とも5万円以上と
なった。両者とも発行価額の2分の1未満は資本金に組入れずに資
本準備金とすることができるが、額面株式では券面額以上を、無額
面株式では最低発行価額以上をそれぞれ資本金としなければならない。
したがって額面株式の券面額は、最低の資本組入額あるいは発
行価額の最低限度を示すものに過ぎなくなった。
- (2) 額面株式と無額面株式の相互転換

旧商法では会社が額面株、無額面株を発行している場合に、株主か
らは相互の転換は請求できるが、会社側による相互転換は認められな
いものと解釈されていた。しかし改正商法では取締役会の決議によっ
て、会社側も一斉転換、一部転換ができるようになった。(商法第213
条第1項)

IV 新設会社と端株

(1) 端株制度の意義

改正商法施行後に新設される株式会社の資本金は1株5万円以上の
株式によって調達されるが、会社設立後に株主割当の有償増資、無償
交付、株式配当などが、1対0.3、1対0.02等小刻みに行われる場合、
あるいは株式の併合、分割が行われる場合には、零細株主は1株未満
の株を割当てられることになる。(旧商法では「株式不可分の原則に
よって、1株未満の株は発生の都度処分されてきた。)このようにして
生じた記名株式の1株の100分の1の整数倍に当たる端数の株を端株
と呼ぶ。

端株制度は株式単位の引上げにともなって生ずる零細株主の保護を
目的とするものであるが、反面株式制度の効率的運用の建前によって、
彼等が不利な取扱いを受けることも否定できない。

端株主の権利

- (イ) 議決権などの公益権は一切認められない。
- (ロ) 端株主は原則として端株原簿に記載される。登録された端株主は端株券の発行を請求できる。
- (ハ) 登録株券は無記名株券に限られ、記名式への転換、名義変更は認められない。
- (ニ) 端株原簿に登録することを望まない端株主は、その旨を申出て端株の売却処分による代金交付を受けることができる。
- (ホ) 端株主の法律上認められる権利は、
 - (a) 株式の償却、併合もしくは分割、会社の合併、無償交付の規定による株式の発行によって金銭の分配又は株式の割当てを受ける権利。（商法第230条の4第1項）
 - (b) 残余財産の分配を受ける権利。（同第2項）
- (ヘ) 利益、利息等の配当請求権、新株引受権については、会社が定款で定めた場合にのみ認められる。ただしこの場合対象を1株以上の株式を合わせ持っている株主に限定し、端株のみの株主は除かれることもある。（商法第230条の5）
- (ト) 端株主は権利行使のためには端株券を会社に供託して株主であることを申告しなければならない。

V 単位株制度と単位未満株

(1) 単位株制度の意義

改正商法は将来法律に定める日に、上場会社の株金額を5万円に引上げるため株式の併合を予定しているが、それまでの暫定措置として単位株制度が強制される。（原則として株金額50円の会社では千株、株金額500円の会社では百株が単位株となる。）このような単位株に満たない数の株式を単位未満株と呼ぶ。改正商法の意図するところは、現在発行されている20円、50円、500円の株を一掃して全ての株を将来5

万円に統一しようとするもので、単位株制度はそれまでの経過的措置であって、単位未満株を減少させる方向に指導するものと思われる。

「単位株式のみなし併合」

改正商法は新株式制度への移行をスムーズに行うため株式併合の手続きを簡単にした。本来株式の併合には特別決議（発行株式総数の過半数を所有する株主が出席し、その決議の3分の2以上の賛成を必要とする）を経なければならないが、「株券の読替え」を行うための決議と公告、株主への通知などの手続きによって、併合に都合のよい株式数の株券は、会社に提出して新株券と交換することなしに旧株券の新株券への読替えができることになった。（例えば旧千株券は新1株券に、旧1万株券は新10株券に読替えられる。）（商法第293条の3の3第1項、第2項）

(2) 単位未満株

改正商法は単位未満株の暫定的性格と単位未満株主に対する救済的見地から、その拡散防止のため次のような措置を取っている。

(1) 単位未満株主の買取請求権

単位未満株を所有する者は会社に対してその買取を請求できる。その際の買取価格は、

- (a) 取引所に上場されている株式については、請求日の最終取引価格による。（商法附則第19条第1項、第2項）
- (b) 非上場株式については会社と株主の協議による。（協議が成立しない場合は裁判所に決定請求をし、裁判所は資産の状況を斟酌して決定する。）（同条第4項）

(10) 単位未満株の発行禁止と譲渡による名義書替の制限

- (a) 単位未満株券を新しく発行することは、無記名株式を記名式にする場合と、除権判決による株券の再発行を除いて原則として禁止される。（附則第18条第1項5号、6号、同条第2項）

増資新株券が発行される場合も単位未満株は発行されない。

(b) 単位株制度採用以前に発行された株式で単位未満株になったものについては、譲渡可能であるが譲り受けた者は株式名簿に記載されない。(ただし既に株主名簿に記載されている株主については記載が認められる。)(附則第18条第3項)

(ハ) 単位未満株主の権利

単位未満株主は端株主と同じく議決権などの公益権は一切認められない。主な私益権は次のようなものである。

(a) 利益・利息の配当請求権(商法第290条,第291条,第293条の2)

(b) 株式の消却,併合,分割,転換,会社の合併若しくは無償交付による株式の発行により金銭または株式を受ける権利。(商法第212条,第377条,第293条の4,第222条の2,第293条の3)

(c) 新株,転換社債,新株引受権付社債などの引受権(商法第280条の4,同条の9の2,第341条の2の4,同条の11)

(d) 残余財産の分配を受ける権利(商法第425条)

(e) 無記名株券を記名式株券とする請求権(商法227条第2項)

(f) 除権判決を得て行なう株券の再発行請求権(商法第230条第2項)

単位未満株主の権利は端株主の権利よりも広がっているが,これは従来の零細株主の権利を単位株制度の採用によって縮小することを避けたことと,暫定期間内に単位未満株の整理を進める意図によるものと思われる。

(ニ) 新株式制度に移行後の単位未満株

経過措置としての単位株制度は,将来「別に法律で定める日」に1単位株が1株に併合されて終了することになる。単位未満株については積極的,消極的な解消策が取られているが,最終的にとり残されたものはどうなるのか。結論的に言うと単位未満株は新株式制度の下においては端株としての取扱いを受けて存続することとなる。したがって端株の項で述べた端株の取扱い,端株主の権利などが適用される。しかし端株主の権利は単位未満株主の権利より著しく狭

いので極めて不利になることは否定できない。

第9章 企業会計の本質と商法の理念

冒頭にも述べたごとく今回の商法改正の端緒は、ロッキード、KDD等一連の企業の不正事件であった。したがって同じような事件の再発を防止するため、商法は取締役の注意義務と忠義義務を強化した。特に従来曖昧であった、取締役会が取締役の職務執行の監督機関であることを明らかにした（商法第260条第1項）。即ち取締役は取締役会を通じて、すべての取締役の職務の執行および義務の履行が適正に行われるよう監視する義務を負い、競業取引、自己取引によって会社に損害を与えた場合は、当事者たる取締役ばかりでなく、取締役会において取引の承認に賛成した取締役も連帯して損害賠償の責任を負うことになった。（商法第266条第1項4号、5号、同条第2項、第265条第3項、第264条第2項）

しかし今回の改正の主な対象は「会社の計算」の領域におかれており、開示の強化によって会社が自発的監視機能を高め、自己の行動を律することを重点としている。換言すれば会計の部門を正すことにより、企業自体の行動を正そうとするものである。これはいかなる理由によるのであろうか。それに答えるには現在の企業と会計の関係について検討しなければならない。

1 巨大企業における利害関係者集団

企業会計の本質は会計主体である企業を抜きにしては語ることはできない。企業が小規模で地域社会、国民経済に対する影響力が問題にならない時代においては、会計は企業の営利追求に奉仕する私的計算手段に過ぎなかった。会計は企業の所有主に対し、利潤を最大にするための測定・伝達的手段で足りた。会計の性格を変化させたのは企業の巨大化である。株式会社制度による資本と経営の分離、技術革新、海外市場開拓による販路の拡大、生活水準の一般的向上などは企業の大規模化を可能とし、業種によっては既に寡占の段階に達しているものもある。

企業の巨大化は、出資者、債権者、従業員、経営者、消費者、行政機関などの利害関係者の集団をその内外に形成させる。しかもそれらの利害関係は一様でなく、対立するのが通常である。出資者は自己の出資金が安全に運営され、適正な配当が得られることを期待し、債権者は融資した資金が安全に確保され、適当な利子が支払われることを望む。従業員は経済的には、自身あるいは家族が生計を得るための適正な報酬が得られ、また精神的には自己の本領が発揮できる満足すべき職場であることを求める、経営者は直接経営の管理責任者として、自己の経営手腕が発揮され、各利害関係者集団の間を調節し、企業の一層の発展を願う。消費者は企業が良質の製品を安価で安定的に供給することを期待する。国および地方の行政機関は、その行政活動のために欠くことのできない財源として、企業が公正な納税を行なうことを期待するが、一方では公害によって地域社会を汚染させることのないよう監督する必要もある。このように利害関係者集団の企業に対する要求は対立し錯綜している。

Ⅱ 企業の利害調整機能と会計の役割

このような状況においては、企業はその活動を通じて各集団間の利害を調節し、その結果として社会福祉の増進、国民経済の発展に寄与することがなければ発展することは不可能である。この企業の利害調節機能を会計の本質と見る、「利害調整説」と呼ばれる会計理論の系譜がある。

例えばリトルトンは「会計理論の構造」の中で、会計の社会的役立ちの一例として「会計は企業をめぐって錯綜する各種の利害関係者の利害について、経営者が均衡のとれた見解をもつことができるよう手助けするのであるが、そのかぎりでは会計は公共の利益に役立つよう作用している。……かくて会計は利己心を賢明な社会的公共利益の方向に導くに役立つ。……会計は単なる貧欲な金もうけ主義者の用具であるのでは毛頭ない。それは明らかに社会的福祉に関連するものである。(注1)

スヤーネンは「会計理論と巨大株式会社」の中で、巨大株式会社の性格の

変化を通じて会計主体の変質について次のように述べている。「経営者は自らを所有者に責任あるものとはますます考えなくなり、全体としての会社に対して責任を受入れるというふうになります。それは所有者の利益のために、他の関係者たちの要求をしりぞけるということはず、反対にすべてのもの——株主の配当、高賃金、従業員のためのよい環境、政府との友好関係、公衆や消費者へのお返し——を満足させるように試みるようになった」（注2）黒澤清博士も会計の利害調整機能に関して、「会計の基本的機能はベータンのいうように、測定機能と伝達機能との統合であるにはちがいないが、会計の本質は利害の対立とその調整の過程にはかならず、会計の特徴はそれが測定と伝達とを媒介としてのみ行なわれる点に求められる。企業会計をめぐる無数の対立する利害関係が存在する。……会計はこれらの利害の対立の調整のために、人間によって作られた制度のひとつであると考えられる。（注3）「会計制度は、企業の財務活動を管理するための必要な基準であるばかりでなく、経済的、社会的、政治的な事象における重要な政策および決定のための基礎となったのである。近代税法および商法は、会計原則の成立なくしては成立しない。国民経済の科学的運営は、会計の社会的機能の発見をまって始めて可能となる。」（注4）

会計の社会的公器化、あるいは社会制度化を具体的に示すものは、昭和24年の企業会計原則の制定である。企業会計原則は法令によって強制されないでも、すべての企業が従わなければならない基準であって、企業会計に関する諸法令は企業会計原則を尊重し、それに従ってその内容を定めなければならないものである。会計が所有者のための私的計算用具である限り、そのような強制力を持つことは不可能であろう。

（注1） 馬場克三著 「会計理論の基本問題」202頁

（注2） 馬場克三著 同 203頁

（注3） 黒澤 清著 「近代会計の理論」43頁

（注4） 黒澤 清著 「企業会計原則訳解」（黒澤清他著「解説企業会計原則」
所載54頁）

Ⅲ 商法思想の変遷

商法は「商人の、商人による、商人のための法」として成立し、商人階級のみにも適用される自治法であった。その後商行為を中心とする商事法となり、非商人も商法の対象となり適用範囲は拡大したものの、商法の体質そのものは当初の利己的、個人主義的、技術的な性格を今も伝えている。商法の思想及びその解釈に大きな影響を与えたのも、会計制度の例と同じく近代的大企業の出現である。「……企業は大規模かつ大量的となり、企業が社会において占める地位は著しく重要となり、企業の法的取扱いが社会一般の重要利益に関係し、社会一般の要求の立場から社会本位に考察する必要があるが大きくなった・・・要するに、法史、経済史および社会史の発展の跡をたどってみても、商法が商人の階級的利益を守る法であるという立場から、社会全体ないし一般市民全体の利益を図る法へ変化することが必要になってきたということが出来る」（注1） 企業の大規模化によって、利潤追求第一主義は許されなくなり、企業を社会に奉仕する作用をもつ経済制度、従業員、消費者および地域社会の利益を保護する責任を負う存在と考える、商法学への制度理論の浸透が顕著な傾向となった。

戦後アメリカ法の思想がわが国の法律へ強く影響しているが、とくに「企業法についてのアメリカの特徴は反トラスト法またはハーター法に現われているように、社会的必要と正義もしくは平等の理念から企業の組織または活動に制限を設けるということであって・・・このハーター法は企業者と企業利用者との間の利益の衝突を社会本位的考察のもとに調節し、ことに企業者の横暴を抑制しているのであって、商法学における社会本位的考察に寄与するものである。（注2）

（注1） 田中誠二著 「商法総則詳論」 50頁

（注2） 田中誠二著 同 56～57頁

Ⅳ 商法の諸理念

近時における商法思想の変遷を踏まえて、田中博士は商法の理念として

- 1 社会的需要重視の理念
- 2 道徳性の理念
- 3 顧客または消費者の保護の理念
- 4 企業維持の理念
- 5 経済主体間の利益の調和の理念
- 6 取引の安全敏速化の理念

を挙げている。このうち4.5.6.については、わが国の商法の理念として一般に認められてきたが、1.2.3.については閑却されていたものである。田中博士によれば1～3の理念こそ4～6に優先し、これを制約するものである。

(注1)

1. 社会的需要重視の理念

従来わが国の有力学説は、商法は本来利己主義的、個人主義的なものであり、商法の範囲においては法は各人の利己心の赴くに任せ、法律関係の形成をその自由競争に放任して差支えないものであると主張したが・・・現代においては商法のような営利に関係の深い法域においても社会的需要ということを最高位の理念として・・・社会本位の考察がなされることを要する。

2. 道徳性の理念

前述したわが国の有力学説によると、商法は技術的な性質を有する結果として倫理的色彩が希薄であり、倫理的には無色であると説かれているのであるが、これは少くとも現代の商法を全体としてみる限り正当でなく、商法としては、その理念としてその道徳性を強調すべきことを認めなければならない。・・・すなわち商法においては、むしろ技術性ととも道徳性が両立し、技術的なものと並んで道徳的な信念と意識があることが認められる。

3. 消費者保護の理念

商法が純粹の商人法として商人のみに適用されるのにとどまらず、企業とその相手方である非商人との関係をも定めることとなり、かつ大企業による顧客または消費者の圧迫が加わるに従い、つぎに述べる企業維

持の理念に対応するものとしてこの理念を必要とすることになった。

4. 企業維持の理念

これは企業が国民経済上および私経済上に極めて重要な職能と地位とを有することにかんがみ、その形成を容易にし、かつ企業を保護し企業経営に便宜を与え、これを可及的に維持させようとする考え方である。しかしこの企業の維持強化は、わが国の商法学においては、従来はやや過度に尊重され乱用されていた気味があって、今はむしろその乱用を戒めなければならない。すなわちこの理念は前述した三つの理念ならびに後に述べる諸理念により制約を受けるものである。

5. 経済主体間の調和の理念

これは経済主体間の利益の衝突のある際にその合理的な調和を目的とする解決が商法の目標であることをいう・・・そしてこの利益の調和については、社会的利益ないし社会的需要ということが、調和の最高基準となるものである。

6. 取引の安全敏速化の理念

取引の安全は民法上の取引においても要求される場所であるが、商法上においてはその強度に要求される点において著しく差異があり、また取引が敏速に成立し決済されることを要求することは、商法の特殊理念というべく、これを集団性があり反覆性のある商法上の取引にとり不可欠の理念である。(注2)

(注1) 田中誠二 前掲書 70頁

(注2) 田中誠二 前掲書 71頁～76頁

V 商法の新理念——「社会の倫理的規範としての行動理念」

1. 企業と利害関係のない一般社会大衆の存在

さきに述べたごとく、企業の利害関係者集団の間を調節するのが企業の職能であるとするれば、その目標を達成するためには社会需要の重視、道徳性、消費者保護などが企業の行動のための重要な理念となることは

明白である。企業の巨大化によって、企業内外の利害関係集団はより大量になりより複雑化する。しかしそれらの集団の数は多いとはいっても、国民全体に占める割合には限りがある。即ち株主、債権者、従業員、経営者、消費者にあらざる、はるかに膨大な数の利害関係の無い社会一般大衆が存在することを忘れてはならない。彼等は利害関係がないからといって企業の行動に無関心であるとは言えないのである。利潤第一主義による企業の無節操な行動、政治力との結託による汚職などが暴露された時には、直接関係のない彼等と雖も、企業や政治家の腐敗墮落に憤り、司直による糾断、法の厳正な裁きを要求するのである。それは何故か。一般社会大衆は、大企業が道義的に行動して彼等の生活の安定、福祉の向上、国民経済の発展に貢献することを期待するからである。現在の一般社会に占める大企業の重要性、国民経済に占めるその圧倒的な影響力を認識しているが故に、かくあるべしとする理想像を大企業に期待するのである。したがってその期待が裏切られた時の失望は大きく、逆にそれが企業に対する憎悪として噴出することは、最近のロッキード裁判の求刑について見られる通りである。第一次オイルショックの際に、石油関係の会社が「千載一遇」の好機とばかり、売り惜しみ、買い占めによって石油価格を吊り上げて莫大な利益を挙げたことや、商社の一部が買い占めによって物価を上昇させ、混乱を一層激しくして国民の輦蹙を買い、「商社性悪説」が唱えられたことは、いまだ大方の記憶にあることであろう。また最近の三越岡田社長の背任横領事件が社会一般に与えた衝撃は、直接の被害者は会社であるとはいえ、三越のネームバリューが伝説的ともいえるだけに極めて深刻であった。

2. 社会の倫理的規範としての行動理念

以上は最近とくに目立つた例を取り上げたが、その他にも企業経営者が営利第一主義の行動に走って、国民の経済生活、国民の道徳思想に大きな亀裂も与えた例は少なくない。企業は自己の利害関係者集団よりも、むしろ利害関係の無い社会一般を念頭において行動しなければならない

段階に達しているのである。

田中博士は商法の最高理念として「道徳性」を挙げているが、この道徳性は商行為における道徳性を指しているのであって、商行為の範囲外の一般社会との関係における道徳性を念頭においているとは思われない。また「社会的需要重視」の理念を支えるものとして、「公共性」について触れているが、その場合の公共性とは「社会的要求で一般社会にとり必要とされるもの」である。しかしその例として保険契約者及び被保険者の利益の保護を挙げていることで明らかなように、これについても商行為を前提をしているものと解される。(注1) したがって企業と直接利害関係のない社会一般大衆との関係を規制する最高理念として、「社会の倫理的規範としての行動理念」を新しく加える必要があると考えられる。これは企業が巨大化した結果、企業と利害関係者集団、企業と周辺社会との関係を前提とする、従来の商法の理念では現実を処理しきれなくなった当然の結果である。しかしこのような理念を商法の理念として新しく追加することについて、それは法以前の道徳のカテゴリーに入るものなりとする批判、あるいはそれは全ての法——とくに刑法、民法——の根本理念であって、ことさら商法の理念とすべきではないという反対意見があることと思われる。しかし個人営業や零細な企業の場合と異なり、巨大企業の行動の国民生活、ひいては国民の道義心への影響を思う時、さらに過去における企業の犯罪的行為の頻発する現実を考える時、十分に商法の理念たり得ると信ずるものである。

3. 利害調整機能として理念

既述した会計の利害調整機能について、現実の企業の実態に即した批判論がある。「・・・だが株式会社というものはそのような各種の利害関係グループの単なる集合体なのであろうか。また経営者なるものは何らかの原理にもとづかない単なる利害の和解調停者なのであろうか。もし経営者が公共性という原理に立脚するものであるとするなら、その公共性という原理はいったいどこから持ち込まれたものであろうか。経営

者が公共性の原理に立脚する必然性が論証されない限り、経営者による利害調整的会計活動というものも、にわかには信用しがたいといわざるをえない。もともと利害関係者集団の存在は否定できない現実であるとしても、これら多数の利害関係者集団のすべてが同一レベルで並ぶ対等の当事者として取扱われうるものでないことは論証するまでもなく明らかであろう。株主には支配株主と従属株主の本質的な差異があり、債権者といっても単なる売掛債権者と会社がその系列支配下にある銀行資本とは根本的に違うはずである。だとすれば経営者なるものは、利害関係のうちのもっとも支配的な力を保有するところの当事者の立場に立脚しながら、多数の利害関係者の間を調整する会計政策の遂行者であるというふうに考えざるをえない。」（注2）

企業会計に利害調整機能ありと言っても、「神の見えざる手によって導かれる」ような安易な自然調和的なものではないのである。しかし利害調整の機能を、確立した制度というよりは企業経営者の会計政策と解するならば、政策の決定には何らかの理念が存在しなければならない。そして機能的株主、大口債権者の方へ傾く傾向のある天秤の目盛りを、できる限り水平に維持することが社会的公平（公共性）の見地から企業経営者に課せられた責任であるとすれば、商法の理念として既に述べた社会的需要の実現、道徳性、企業の維持、経済主体間の利益の調和などの諸理念、さらに消費者の保護も含めて零細株主や小口債権者の保護の理念が重視されなければならない。しかしこの場合においても「社会の倫理的規範としての行動の理念」が最高の理念として価値を持つことに変わりはない。それは利害調整政策における理念としては無関係のように思われるかも知れないが、企業経営者の利害調整行動が社会一般の道義心に反することはないか、国民経済に悪影響を与えることはないか判断するための高次元の倫理的基準として、最高の理念とされなければならないからである。以上のような理念にもとづく利害調整作用が十分に機能し、さらにその行動が制度として確立されるならば、会計の利害調

整論としての立場が、「真実でないものを真実と見せかける非現実的なフィクション」であるとする非難から免れることができるであろう。

(注3)

IV 結 び

今回の商法改正は既述したような事情によって慌しく実施されたため、彌縫的な傾向が顕著で、商法の理念を基盤とした根本的改正とはほど遠いものと言わなければならない。戦後マッカーサー元帥の指令による財閥解体、集中排除法、独占禁止法などによって、旧財閥系大企業は解体されたが、その後再三の合併によって再び大規模化が進み既に寡占状態に達したものもある。これを資本主義的生産形態の本質的動向と見れば、企業の「社会の倫理的規範としての行動の理念」およびその他既述した諸理念による商法体系の確立が急がれなければならない。商法はその技術的特質の故に、これまで倫理的に無色な性格を堅持してきた。ただ時代の変遷に即した法思想、法理念によって、表面上倫理的な色彩が与えられていたに過ぎない。しかし今後は商法の体系の中に倫理的な性格を織り込まなければ、国民の福祉の向上、国民経済の発展のために十分に機能し得なくなるように考えられる。

(注1) 田中誠二 前掲書 73頁

(注2) 馬場克三 前掲書 205頁 206頁

(注3) 馬場克三 前掲書 207頁